

## 甲府市地域公共交通計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 主旨

本実施要領は、「甲府市地域公共交通計画策定業務委託」を実施するにあたり、企画提案を求め、当該業務の最適な者を選定するための手続きに関し必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

甲府市地域公共交通計画策定業務委託

#### (2) 業務内容

甲府市地域公共交通計画策定業務委託 仕様書のとおり

#### (3) 委託限度額

7,469,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### (4) 業務の所管部署

甲府市地域公共交通活性化協議会事務局（甲府市企画財務部リニア交通室交通政策課）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5109 FAX：055-220-6938

E-mail：koutuss@city.kofu.lg.jp

### 3 参加資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 令和5年度の甲府市の入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (4) 本事業にかかる公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく資格停止を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 過去5年（平成30年4月1日以降）において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号。以下「法」という。）第5条に規定する「地域公共交通計画」又はそれに類する交通計画の作成を地方自治体又はそれに準ずる公益法人、団体、法第6条に規定する協議会等との間で元請として締結した実績をいずれか1件以

上有すること。

(8) 下記の技術者を適切に配置できること。

【管理技術者・主任技術者】

ア 以下のいずれかの資格等を有する（登録してある）こと。

- ・技術士「総合技術監理部門」（建設）
- ・技術士「建設部門」~~（都市及び地方計画）~~
- ・RCCM（都市及び地方計画）
- ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）

イ 過去5年（平成30年4月1日以降）において、法第5条に規定する「地域公共交通計画」又はそれに類する交通計画の作成を管理技術者又は主任・担当技術者として従事した実績を有すること。

【照査技術者】

ア 以下のいずれかの資格等を有する（登録してある）こと。

- ・技術士「総合技術監理部門」（建設）
- ・技術士「建設部門」~~（都市及び地方計画）~~
- ・RCCM（都市及び地方計画）
- ・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）

(9) 任意の2者以上を構成員とする自主結成の特定設計業務共同企業体（以下「企業体」という。）として参加する場合は、代表構成員及び全ての構成員が（1）から（6）の資格を満たすこと。

また、（7）については、代表構成員又は構成員のいずれかが資格を満たすとともに、（8）については、代表構成員又は構成員の中から技術者を配置すること。

更に、企業体の代表構成員又は構成員が、単独の事業者又は他の企業体の構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

#### 4 提案等のスケジュール

項目	時期
(1) 実施要領の閲覧開始	令和5年4月5日（水）
(2) 質問書の受付期間	令和5年4月11日（火） 午後5時必着
(3) 質問書の回答期限	令和5年4月14日（金）
(4) 参加表明書の提出期限	令和5年4月19日（水） 午後5時必着
(5) 参加資格審査結果の通知	令和5年4月24日（月）
(6) 企画提案書等の提出期限	令和5年5月1日（月） 午後5時必着
(7) 提案内容プレゼンテーション	令和5年5月11日（木）（予定）
(8) 審査結果通知	プレゼンテーション審査から概ね7日以内

#### 5 質問の受付及び回答

当該業務に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類  
質問書（様式6）
- (2) 提出方法  
2（4）のE-mail アドレスへ電子メールで提出すること。
- (3) 受付期間  
公募開始の日から令和5年4月11日（火）午後5時まで。
- (4) 回答方法  
令和5年4月14日（金）までに甲府市のホームページに掲載する。

## 6 参加表明書等の提出

参加希望者は、次に掲げる事項に留意の上、参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出書類
  - ア 参加表明書（様式1）
  - イ 業務従事体制確認調書（様式2）
  - ウ 会社概要等整理表（様式3）
  - エ 参加資格確認資料（様式4の1～様式4の5）
  - オ 納税証明書（国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書）
  - カ 誓約書（様式5）
  - キ 企業の実績を証する書類の写し
  - ク 配置予定技術者の資格を証する書類の写し
  - ケ 配置予定技術者の雇用関係を証する書類の写し
  - コ 配置予定技術者の実績を証する書類の写し

※企業体の場合は、当該委託業務を共同で受託する意思を明確にした協定書や覚書（代表構成員及び構成員の記名押印した書面）を併せて作成し、提出すること。書式は任意とする。
- (2) 提出部数  
正本1部
- (3) 提出方法・提出先  
2（4）まで郵送又は持参すること  
※持参の場合は、平日午前9時から午後5時までとする。  
※郵送の場合は、提出期限必着を条件とする。
- (4) 提出期限  
令和5年4月19日（水）午後5時 まで
- (5) 提出にあたっての留意事項
  - ア 参加表明書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
  - イ 提案に関して使用する言語は日本語とする。
  - ウ 提出された書類は、甲府市情報公開条例（平成12年12月21日条例第42号）に基づき、情報公開の対象となる。
  - エ 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、甲府市地域公共交

通活性化協議会（以下「協議会」という。）が参加資格の審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。

(6) 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果は令和5年4月24日（月）までに電子メールにて通知する。

7 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は、次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（鑑）（様式7）

イ 企画提案書

・業務の実施方針等（様式8）

業務の実施方針、業務のフロー、工程計画について簡潔に記載すること。

・特定テーマに対する企画提案（様式9）

特定テーマに対する取組方法を具体的に記載すること。

【特定テーマ】

①自動車の利用から公共交通の利用へと転換を図るための利用促進方策について

②公共交通ネットワークの再編に関する基本的な考え方、都市計画分野との連携方策について

③運転免許を返納した高齢者や、市内に複数存在する公共交通空白地域（鉄道駅やバス停が徒歩圏内でない地域）における移動手段の確保のための方策について

※企画提案書の文字サイズは10ポイント以上とすること。

※企画提案書の記述内容は、協議会事務局の担当職員以外の職員が、提案者の説明がなくても読んで理解できるように配慮すること。

ウ 参考見積（様式任意）

業務費用について見積書（任意様式）を提出することとし、可能な限り費用の内訳を記載すること。

なお、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本10部

電子記録媒体1部

※ワード又はエクセル型式及びPDF型式でDVD-R又はCD-Rの電子記録媒体

(3) 提出方法・提出先

2（4）まで郵送又は持参すること

※持参の場合は、平日午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、提出期限必着を条件とする。

(4) 提出期限

令和5年5月1日（月）午後5時まで

(5) 企画提案にあたっての留意事項

- ア 企画提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時間及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位によることとする。
- イ 協議会から得た資料・情報等は取扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- ウ 提出された書類は、甲府市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる。
- エ 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。ただし、協議会が審査に必要と判断した場合は、追加の書類の提出を求める場合がある。
- オ 本要領等に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、提案者に通知する。
- カ 企画提案に記載する内容は、全て本業務における実施義務事項として、参加者が提示するものであることに留意すること。なお、実施義務事項でなく、参考として記載が必要な場合には、【参考】と明示するなど、混同する可能性を排除すること。

8 選考方法

(1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、「甲府市地域公共交通計画策定業務受託者選考委員会」（以下「委員会」という。）において評価し、総合得点で最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次点を次点交渉権者として併せて選考する。

(2) 審査

審査は、非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。

なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

ア 日時・会場

令和5年5月11日（木） 甲府市役所本庁舎

（予定、詳細は別途通知する。）

イ 出席者

3名以内

ウ 実施方法

・プレゼンテーション（15分）

プロジェクター及びスクリーンは、協議会で準備する。パソコン等の機器は持参すること。プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その記載順に行うこと。

・質疑応答（15分）

(3) 審査項目及び配点

ア 企業・技術者評価基準

評価項目	評価の着目点			配点
	区分	判断基準		
企業実績	業務執行能力	業務実績	過去5年間（平成30年4月1日以降）に完了した同種業務の実績の内容 A 3件以上の業務実績を有する【10】 B 2件の業務実績を有する【5】 C 1件の業務実績を有する【0】 なお、該当する業務実績がない場合は選定しない。	10
予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格 技術者資格その他専門分野の内容 A 技術士「総合技術監理部門」（建設）又は「建設部門」(都市及び地方計画)【5】 B 土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM【3】 上記いずれにも該当しない場合は選定しない。	5
		専門技術力	経験年数 技術者の実務経験年数 A 経験年数10年以上【5】 B 経験年数5年以上10年未満【3】 C 経験年数5年未満【0】	5
		業務執行技術力	過去5年間（平成30年4月1日以降）に完了した同種業務の実績の内容 A 管理技術者（もしくは同等の立場）としての実績あり【10】 B 主任技術者（もしくは同等の立場）としての実績あり【5】 C 担当技術者（もしくは同等の立場）としての実績あり【0】 なお、該当する業務実績がない場合は選定しない。	10
	専任性	手持ち業務量 手持ち業務金額・件数（500万円以上のもので特定後未契約のものも含む） A - B Cに該当しない【5】 C 手持ち業務の契約金額の合計が3億円以上、又は件数が10件以上【0】	5	
照査技術者	資格要件	技術者資格 技術者資格その他専門分野の内容 A 技術士「総合技術監理部門」（建設）又は「建設部門」【5】 B 土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM【3】 上記いずれにも該当しない場合は選定しない。	5	
	専門技術力	経験年数 技術者の実務経験年数 A 経験年数10年以上【5】 B 経験年数5年以上10年未満【3】 C 経験年数5年未満【0】	5	
主任技術者	専門技術力	資格要件	技術者資格 技術者資格その他専門分野の内容 A 技術士「総合技術監理部門」（建設）又は「建設部門」(都市及び地方計画)【5】 B 土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM【3】 上記いずれにも該当しない場合は選定しない。	5
		経験年数	技術者の実務経験年数 A 経験年数10年以上【5】 B 経験年数5年以上10年未満【3】 C 経験年数5年未満【0】	5
		業務執行技術力	過去5年間（平成30年4月1日以降）に完了した同種業務の実績の内容 A 管理技術者（もしくは同等の立場）としての実績あり【10】 B 主任技術者（もしくは同等の立場）としての実績あり【5】 C 担当技術者（もしくは同等の立場）としての実績あり【0】 なお、該当する業務実績がない場合は選定しない。	10
	専任性	手持ち業務量 手持ち業務金額・件数（500万円以上のもので特定後未契約のものも含む） A - B Cに該当しない【5】 C 手持ち業務の契約金額の合計が3億円以上、又は件数が10件以上【0】	5	
配点合計				70

イ プレゼンテーション・提案内容評価基準

評価項目	評価の着目点		配点
	区分	評価基準	
実施方針・業務フロー・工程表・その他	業務理解度	本業務の目的、条件、内容の理解度が高いか	20
	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高いか	20
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高いか	20
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘があるか	10
		地域の実情を把握した上での、業務の円滑な実施に関する提案があるか	10
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ① 自動車の利用から公共交通の利用へと転換を図るための利用促進方策について	的確性	20
		実現性	20
		独創性	10
	特定テーマ② 公共交通ネットワークの再編に関する基本的な考え方、都市計画分野との連携方策について	的確性	20
		実現性	20
		独創性	10
	特定テーマ③ 運転免許を返納した高齢者や、市内に複数存在する公共交通空白地域における移動手段の確保のための方策について	的確性	20
		実現性	20
		独創性	10
参考見積	業務コストの妥当性	<p>参考見積額が契約限度額の90%以下の場合、一律に10点とし、90%を超える価格の価格点については、次の計算により算出する。</p> $\text{価格点} = \frac{(\text{契約限度額}) - (\text{参考見積額})}{(\text{契約限度額}) - (\text{契約限度額の90\%})} \times 10$ <p>※提示した業務規模とかけ離れている、又は提案内容に対して見積が不適切な場合は選定しない。</p>	10
配点合計			240

※プレゼンテーション・提案内容評価（参考見積を除く）は6段階評価とし、採点は各項目の配点に評価ごとの係数を乗じて算出する。

評価	評価の意味合い	係数
A	特に優れている、高度な能力を有する。	1.0
B	優れている、十分な能力を有する。	0.8
C	普通、標準。	0.6
D	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。	0.4
E	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。	0.2
F	指定した記述項目が網羅されていない、又は不適切な記述内容である。	0.0

#### (4) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、プレゼンテーション審査から概ね7日以内に電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を甲府市のホームページに掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

#### (5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、協議会と仕様並びに価格等協議の上、協議会の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合、協議会は次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。

### 9 契約及び支払方法

(1) 受託事業者は、協議会と契約を締結し、受託業務を実施する。なお、協議会は業務完了後、検査を経て委託料を受託事業者に支払うものとする。

(2) 仕様書は企画提案の内容を踏まえ、協議のうえ変更できるものとする。

### 10 参加事業者の失格

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

(1) 「3 参加資格」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合

(4) 委員会の委員又は担当者職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合

(5) 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合

### 11 プロポーザルの中止

やむをえない理由等により、プロポーザルを実施することができないと市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は協議会に請求できない。

### 12 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期日までに参加辞退届(様式10)を提出すること。

### 1 3 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 協議会に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 協議会は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 協議会は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (6) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、協議会の指示のもと変更等を加える場合がある。